青年リストとロイトリンゲン ニ

小 林

昇

六

にかんする範囲でやや細叙している。それは「ロイトリンゲン請願書」にただちにつながる局面でもあるので、わた 日にシュツットガルトにもどってからのリストの行動を、その後も断たれなかったリストと彼の郷里の都市との接触 くしはもうすこし、補説を加えつつ教授の伝記的解明の作業を追うこととしよう。 ゲーリンク教授の当面の論説は、さらにその末段で、ロイトリンゲンの討議の任務を果たして一八一六年の四月末

職(Oberamts-Aktuar)の地位を実質的に得て以来、すでに地方書記の身分から絶対主義的領邦国家ヴュルッ テン(1) 己形成」の機会を持つとみずからが述べた郡試補職の自由な地位を大学での三年間の勉学のために十分に利用し、十(3) る、少→青年リストの一八○五年以来の「書記」生活は、十一年には自覚的に終えられて、それからのリストは、「自 ベルクの国家官僚の地位に上昇しかけており、したがってブラウボイレンでの見習い(Inzipient)を振り出しにす das Communalschuldenwesen)にも地位を得た。リストは十一年十月にウルムからテュービンゲンに出て郡試補 rechnungskammer) に任命されたが、同時に、この日に新設された自治体債務 事 項 総 局(Generalbehörde für 前記(第二節冒頭)のように、リストは五月五日には自治体会計局所属の会計官(Rechnungsrat bei der Commun-

てはゲーリンク教授の『若きリスト』がすでにあきらかにしており、この小論ものちにそれに関説することとなる。 四年には書記制度に対する有力な批判者に成長して、中央官庁にその名を認識されていたのである。この経過につい

表された市民層の要求というかたちでの、憲法闘争の先陣であったということ、を指摘しておきたい。すなわち、こ れるべき、等族議会(Ständeversammlung.一八〇五年以来停止)によるこの草案の審議に先立っていいち は や く発 **法草案の特別委員会への手交(同年 | 月十 | 日)・その | 部の公表(| 月二十九日)に呼応しつつ、三月十五日に開始さ** 年であったということ、これも前記のリストの「ズルツ請願書」(一八一五年三月)が、国王フリードリッヒ一世の憲 しかし、とりあえずここでは右の一八一四年がヴュルッテンベルク憲法闘争(一八一五一二〇年)の開始のまさしく前 れまでに対象とした、一八一六年の四月下旬におけるロイトリンゲンでのリストの中央政府派遣弁務官としての活動

背景を持ちつつ、書記制度や等族議会独自の草案に対する批判論文の作成、Württembergisches Archiv の編集、テ ゲンの事態もまた、彼との接触を断つものではなかった。十六年から二十一年はじめにかけて、リストは生産者大衆の

は、まさに憲法闘争の渦中で、その重要な一環としておこなわれたものであって、そのかぎり、その後のロイトリン

ルクの新議会への登場、 ュービンゲン大学での講義、Volksfreund aus Schwabenの支持、ドイツ商工業同盟の創立と指導、 「ロイトリンゲン請願書」の起草という、多面的で精力的な活躍を展開し、 しだいに国王側 ヴュルッテンベ

こういうリストとロイトリンゲンの市民層とのあいだには、たえず密接なかかわりがつづけられていたのであった。 との提携の枠を越えることによって破滅の道をすすみ、憲法闘争自体を絶対主義権力の樹立に終らせるのであるが、 ロイトリンゲンでの討議からシュツットガルトにもどって中央官庁での役職を得たリストは、

ロイトリンゲン派遣弁務官の仕事を、シュツットガルトにいてつづけるようにという、王の認可をもあたえられ、こ

度にとどまった。しかし、この訓令に「市民代表」として諸ツンフトの長が登場することは、やはり、その後のリス よる訓令だったのである。リストのロイトリンゲンでの活動のこの局面が達成しえたものは、さしあたってはこの程 ュヴェールト」というものであった。すなわちそれは、「王の名において」発せられた、内閣(内務者)→自治局に(3) 弁務官・会計官リストとは右に従い、さらにいっそうの配慮をなすこと。 特別命令にもとづいて、W・ブライトシ しその代表者から、意見を徴せられる。 ただし、 長たちはこの討議に参加することができない。 ロイトリンゲン郡と のことが果たされるべきである。すなわち、ロイトリンゲンの諸ツンフトの長は、随時の改善案について市当局ない の討議にロイトリンゲンの市民代表 (bürgerlicher Deputierter) を出席させるようにとの提案にもとづき、つぎ は、「王の弁務官たる会計官リストによって本年四月十九日におこなわれた、市の行政制度の改善にかんする市当局 ていたのであった。このことの結果が六月七日の、ヴュルッテンベルク史上では「周知」の訓令であって、その内容 および市の書記職らにかんする報告書)を添えて、シュトライヒを経てシュツットガルトに回送するように命ぜられ されたという通知とが、あわせて郡庁に伝えられ、この調書はそれに郡庁の所見を具し、さらに他の書類(市当局者 たように、会計弁務官シュトライヒを現場に残してリストの指示を受けさせるべきことの通告と、調書が郡庁に送付 のことを五月六日にロイトリンゲンの郡庁に通告している。このおり、本稿のはじめに『若きリスト』に拠って述べ

当局者は、市の未収入金および未収入物件の明確な把握にかんして、市の書記による計理をしりぞけて新たに検査を おこなうべきだというリストの主張に賛同しつつ、その際の検査員の構成という問題から、市政についての協議のた

読者がおそらく記憶されるように、リストが主催した七日間にわたる会議の第二日にすでに、ロイトリンゲンの市(9)

トの活動にかんして重要な意義を持つものである。

(Bürgerschaft) の代表者を出席させ・市政へのこの層の不信をやわらげるように望んだ。 しかもリス っ

て」、というのはつまり市当局者の依頼によってではなく、この市民代表の制度の実現を要請していたのであった。 トはこの会議の開始直前の四月十九日に、現地からあらかじめ自治局に報告書を送り、「多くの市民の請 願 に ょ

うに勧めているのである。その結果が六月七日の訓令であった。リストはこの訓令にもとづいて、六月十五日に、そ う請願を許すことがロイトリンゲンの静穏化に役立つだろうと判断しつつ、ツンフトの代表者を会議に出席させるよ くにその結末の部分では、 ゲン市民の苦情についてはリストの努力に答えることが新たな処理能力を郡庁にあたえるはずであると述べたが、と と、王の名による六月七日の訓令との中間期)に、自治局は当面の問題について内閣に申告をおこない、ロイトリン そうして、五月二十二日(リストのシュツットガルトへの帰還・同市よりロイトリンゲン郡庁にあてたリストの通告 右の四月十九日のリストの報告書にふれて、市民代表を市当局者たちの討議に派するとい

が、これにかんする資料はもはや見当らない。リストは王の訓令の実現のために、さらに新たな努力を求められるこの、これにかんする資料はもはや見当らない。リストは王の訓令の実現のために、さらに新たな努力を求められるこ 七日のことである。この命令は決定的なものではあったが、そこにおこなわれた郡庁側の抵抗が根づよかったためで やけっして許されない」こと、両者共同の報告書がただちに作成されるべきこと、などを命令した。それが六月二十 あろう、じっさいにはことがらは進行していない。七月十日に、 自治局に「主要報告」(Hauptrelation)と称するもの――未発見――を提出している。自治局はこれに応えて、ロイ トリンゲン郡庁はリストが同地に到着しだい「継続的な接触」にはいるべきこと、このばあい「遅滞と妨害とはもは リストはもう一度、 郡庁に討議の開始を求めている

の実施の目的でやがてロイトリンゲンにふたたびおもむくべきことをその郡庁に通告し、同月二十七日には、さらに

ととなるのである。

復」を報告したのは一八一八年の四月に至ってのことである。リストはロイトリンゲンの事項についてはなおしばら 代理員(Substitut)のキーフスとがよく後事を果たした。シュトライヒが 「表現を絶する大きい滞遅の 完 全 官として定額の給与を支払われていたわけである)。リストの去ったロイトリンゲンでは、弁務官のシュトライヒと 官としての活動に対して、一日あたり三・四五グルデンという、かなりの高額の給与を受けた(五月五日からは会計 事が同市の幸福をもたらしつつ終ろうとしていること、を述べている。こうしてリストは、ロイトリンゲンでの弁務 く接触を保ちつづけていたが、八月二十三日付けの書類では、自治局はすでにリストを「ロイトリンゲン前弁務官」 七月八日に内閣に報告をおこなって、リストがロイトリンゲンでの仕事を不撓の精励をもって果たしたこと、その仕 とはいえ、ロイトリンゲンでの四月の討議は、ともかくもその全体としては成果を収めたと判断された。自治局は 一な回

Camerer)とともに編集してハイデルベルクで刊行した、Württembergisches Archiv の初号(十六年七月)から三 号(九月)にかけて、前記の "Gedanken über die württembergische Staatsregierung" の掲載をはじめて、

は、彼が男爵フォルストナー (Baron G. F. Forstner) およびロイトリンゲンの有力者カーメラー (C. Christoph と呼んでいる。この間、リスリはすでに中央政府の吏僚としてシュツットガルトでの仕事に没頭する一 方、 七 月 に

同市の代表であり、 フ』の編集にその名を借したカーメラーは、保守派に傾きながらも、ロイトリンゲン市当局の代表者→等族議会での ロイトリンゲンでの討議の再開は、おそらくは彼の関心の焦点からは遠ざかったことであろう。だが右の『アルヒー 「ドイツ・ジャーナリズムの開拓者のひとり」としての精力的活動を憲法闘争の舞台に展開するようになったため、(2) リストの縁者でもあったと同時に、政治的にリストとの接触点をも残していたから、(ド) 『アルヒー

に拠る活動自体が、リストになおロイトリンゲンとの関係を保たせていたわけである。

限を持つべきものなのであった。 tierte)は、選挙により、 代表(Repräsentant)」の成立を要求していることを、看過することはできない。この市民代表(4) 長論説が、ロイトリンゲン派遣弁務官リストの体験をにじませつつ、ここにはじめて、 ここは 『アルヒーフ』上のリストの諸論説の分析をおこなう場所ではない。しかし、 一定の期間、 市町村(Gemeinde)の行政を監視し、市当局者の不法を妨げるという、 それらのなかの上掲の最初の 「市当局に対抗する市民層の (Bürger-Depu-

て、この点をとくにするどく攻撃した。彼はここで旧帝国直属都市からの議会での代表者たちに呼びかけ、彼らが市(16) だちにさかんとなり、すでに前年来フォルストナーによってくりかえしておこなわれていた、旧制度と表裏一体をな に高めた点で、 論」をもって当面の論争に参加したヘーゲルが指摘しているように、問題の個別的な論議と処理とを普遍的なかたち る拒否の態度をつづけたあげく、十六年の九月十七日には彼ら自身の手による草案をつくりあげて、これを印刷させ Rücksicht auf Herstellung der bürgerlichen Freiheit in den Gemeinden und Oberämtern" 批判論文,,Kritik des Verfassungsentwurfs der Württembergischen Ständeversammlung mit besonderer う提言を無視し去っているところにその本質を示していたから、リストは一七年に、 す書記制度の改善の要求が、議会のなかに高まったのであった。 れにもかかわらず、それはやはり根本的には古い諸権利の墨守を目的としていた。したがってこれに対する批判はた ところが、人も知るように、ヴュルッテンベルクの等族議会は、国王フリードリッヒ一世の示した憲法草案に対す この草案は、みずからが有力な長論説「一八一五年および一八一六年におけるヴュルッテンベルク王国議会の討 前進する歴史の力を体現しており、内容的にも旧憲法との本質的な相違がそこに見られはするが、 しかし右の草案は、それ自体としては市民代表とい 『アルヒーフ』の第二巻三号に そ

また人口の極小な農民の町(Bauernstädtchen)とも、ことなる自由を持つべきものなのであった。 る。これらの諸都市は、リストによれば、郡長官や都市書記やその代理員が支配する商業都市(Handelsstadt)とも 民の前にこの問題を開陳したうえで、議会内部では「自由な市民」として発言すべきことをつよく 「忠告」 して い

旧勢力を批判した、上掲のヘーゲルの政治論説は、 に、議会が王側の憲法草案をついに否決したとき、多数の旧勢力に側に投じてしまった。けれども、 したものである。 ムは等族議会を解散させて(四日) リードリッヒ一世の死去、 共同編集者の一人である、当のロイトリンゲンからの代議員カーメラーは、一八一七年六月早々――それ ま で に フ 右の場合に、リストがとくにロイトリンゲンを念頭においていたことはたしかであろう。だが、 新王ヴィルヘルム一世による議会の停会〔十二月〕と再開〔十七年三月〕とがあった---これに報いた。 右のプロセスでの議会(十六年十二月)の停会の時点までを対象と ――後述のように、ヴュルッテンベルク憲法闘争の渦中に投じて 『アルヒーフ』の 新王ヴィルヘル

市町村の行政当局は重要な事項の決定のまえにはこの市民代表の意見を徴さなければならなかった。 市町村の諸事項について審議し、 村の市民代表は二年ごとに市民層(Bürgerschaft)の自由な選挙で選出され、みずからの議長の下に集会を開 ており、しかもこの最後者にかんしては、六月七日に詳細な実施規定が追加されたのであった。それによれば、 革や書記制度の解消とともに、地方自治体=市町村の市民代表(Gemeindedeputierte)の制度の樹立が盛りこまれ そうしてこの解散にあたって、ヴィルヘルムは王側が停会中に改訂した新しい憲法草案――これを議会は否決した -の有効性を一方的に宣言し、ここに一種の無政府状態が生まれるわけであるが、この新しい草案には、税制の改 行政当局に提議と異議申立てとをおこなう、 などの権限を持つものとなっている。 また市民代表

当局とを両面の対立者とする市民層の立場をリストがはっきり認識したことは、こうして、永続的成果として結実し ろの多いことが知られるであろう。それは同時に、ヴュルッテンベルク憲法闘争にあたってのロイトリンゲンの役割 たのである。 をも示すものであった。一九一九年にいたるまでつづいた、ヴュルッテンベルク独自の自治制度のひとつである、 が本質的にみたされていることがわかるだけでなく、この実施規定**の**急速な発布が彼自**身の予備工作**にもとづくとこ わゆる市民委員会(Bürgerausschuss)はこうして創出されたのである。ロイトリンゲン派遣弁務官として郡庁と市 計理の発表と裁決とには陪席すべきものとされている、これを見れば、この問題についてのリストの従来の主張 ――閣僚ヴァンゲンハイムをつうじての、王ヴィルヘルムとリストとの結合の緊密さも、この時点を頂

点としたのであった。

(1) リストはウルムでは同市の書記代理の筆頭(Erster Stadtschreibereisubstitut)であったが、テュービンゲンでは郡長(1) Wangenheim)やその他の友人たちとの出合いが、リストにその志を自覚させる。こうして、郡試補職の試験にらく らく と 官に属しながらも時にはこれを代理しうる、比較的重要な職についたわけである(Vgl. Gehring, Fr. List, SS. 26-28; Lists お、わたくしの理解するところでは、郡長官や郡試補は中央の命令系統に属し、書記のボスとは別のものであるが、書記制度 合格したときのリストは、すでに、古い書記制度のなかから完全に離脱し、その全面的な批判者となっていた の で ある。 きつづくものであった。この合計三年間の勉学と、当時大学事務総長(Kurator)だったヴァンゲンハイム(K.A. Frhr. v. 念したのであった。しかしそれは、テュービンゲンに移住して以来まもなくはじめられていた、大学での彼の自由な聴講にひ の春にリストに通知されたので、彼はその実務を中止して、試験までの一年半をテュービンゲン大学での「法学」の勉学に専 はじめてこれを獲得した。彼はこのときはじめて年令上の資格(二十五才)をもみたしたのである。この資格の問題は十三年 Werke, IX, S. 3)。しかしリストはこの職を果たしつつも、その形式的資格は、十四年の九月におこなわれた試験によって

と深くからみあっていた。第二節注(3)で示したように、たとえばロイトリンゲンの市民にとってはその郡長官ないし郡吏は

「ヴュルッテンベルクの書記」(württembergischer Schreiber)だったのである。

- 2 (mittlerer Beamter) の時代としている。 Friedrich Lenz, Friedrich List, 1936 に付された簡単な年譜には、一八〇六年から十一年までを、 リストの 中 級
- (∞) Vgl. Lists Werke, VII, S. 91
- (4) リストは受験の前の十四年六月に、テュービンゲンで書記制度の改革にかんする意見書(Gehring, Fr. List, Anlage 2) を書き、これに「前郡試補リスト」と署名した書簡(ibid., Anlage 1)を付して、やがて再度の内務大臣となるライシャハに

提出し、ライシャハはこれに着目して王フリードリッヒに一読させている(vgl. *ibid.*, SS. 41-49)。

- 5 このパラグラフはわたくしの補った部分である。
- は確認できない。後注(10)の個所を参照。 リストのこの通告は、Lists Werke, VII, S. 97 に収められている。郡庁が命ぜられた通りに書類の回送を果たしたこと
- 7 Lists Werke, VIII, S. 98.
- 8 訓令の冒頭に、Im Namen des Königs とある。 第三節前段

9

Vgl. Lists Werke, VII, S. 98. ここで、書類の提出(回送―注6)についての最後の催告もおこなわれている。

フォルストナー(一七六五-一八三二年)は、当時ゲラープロン市から等族議会に派遣されていたが、のちにテュービン

- ゲン大学の教授(農業学)としてもリストの同僚となった。『アルヒーフ』紙上のリストの重要な経済論説「農民保有地の無
- 限の分割を排する」(Wider die uubegrenzte Teilung der Bauerngüter, 1816)(本文に後掲)も、そのいわば後日譚(一八一八年)として、農地問題におけるリストとフォルストナーとの協力という事実を残している。この点については、筆者
- 「リスト《農地制度》の前史と周辺」(本誌二〇ノ二、四、二一ノ一)の、臼、六三頁以下を参照。 Gehring, Fr. List, S. 104. 但しこれは Fr. Lenz, a. a. O., S. 344 の追認である。
- ´ミ3〉 カーメラーは、『若きリスト』の人名索引によれば、弁護士であり、一八〇五-一九年のあいだロイトリンゲンの Bürger-当面の論説では、前記のようにヴンダーリッヒは Burgermeister (ママ)であって、これらの職名の異同と関係と はい ま meister の地位にあった。これに対して、前出のヴンダーリッヒは同所ではロイリンゲンの Stadtpfleger とされて いる。

のわたくしには分明でない。ただし、当面の論説を載せた Reullinger Geschichtsblütter, 1967, Nr 5 (a. a O.) には、Paul

カーメラーが Oberbürgermeister として記載されている。後者の地位のほうが上だったのであろう。 Die Bürgermeister der Stadt Reutlingen ab 1575 という記録があって、それにはヴンダーリッ ヒの名はなく、

- (4) Vgl. Lists Werke, I, S. 141
- 15 論文集』は、〔下〕にこの論説の有意義な邦訳を収めている。もっとも、そこで改められるべき一例を示せば、エッティンゲ ゲルははっきり王の側に立ち、ヴァンゲンハイムやリストと共同の戦線をつくっている。上掲の岩波文庫版の『ヘーゲル政治 1815 und 1816 (Hegels Sämtliche Werke, hrsg. von Georg Lasson, Band 7, 1913), SS. 275-77. 但し、この論説でヘー ン=ワーレンシュタインとあるのはエッティンゲン=ワルラーシュタイン、フォルトナーとあるのはフォルストナーでなけれ G. W. Fr. Hegel, Verhandlungen in der Versammlung der Landstände des Knöigreichs Württemberg im Jahre
- (16) リストはこれに先立って、『アルヒーフ』の第二巻第二号(一八一七年)に、"System der Gemeindewirtschaft" 表している。それは十六年の十一月に執筆をされた。
- 17) Vgl. Lists Werke, I, S. 235.

七

ところで、

ロイトリンゲンでは、市当局者たちはリストに接近する立場をとり、郡庁と書記たちとの勢力に対抗し

七日の「王の名による」自治局の訓令、すなわち市当局側が諸ツンフトの長から意見を徴取すべしという、中央政府 九月二十日と十月二十二日とに、二回、王への請願書を提出するに至った。これらの請願書のうちの第二のものはこ 事から離れてしまったのであった。しかし、この都市の市民層はその後にみずからの運動を進めて、 の決断があたえられただけで、それが実行された痕跡はみとめらず、七月十日以降、リストは派遣弁務官としての仕 たわけであったが、市当局と郡庁との双方を対立者とする市民層にとっては、前節で知ったように、一八一六年六月 おなじ十六年の

Obermeister der Bürgerschaft zu Reutlingen) が署名し、郡と市との計理に検査をおこなうように求めつつ、 国家への租税について訴えられていないということ、市民層が市当局をも対立者として明示していること、が注目さ 市民層は困窮していて市と郡とに莫大な額の租税を支払うことができないと訴えている。ここでヴュルッテンベルク んにちに残されていて、「ロイトリンゲン市民層のツンフトの長および親方の委員会」(Ausschuss der Zunft-und

この委員会は郡長官ファイエルに対しては、彼を「蔓延した弊害の第一の原因」だと非難したのである。 的参加を許されることとなったツンフトの親方たちが、独立の委員会を組織できると判断したのであった。そうして ○一年と○二年との(帝国直属都市として最後の)市当局者の選挙戦に敗れていること、などの事実もまた知られて(3) てはいなかったこと、(2) とめた人物であるが、この市長職への就任は彼が父祖を継いで、桶職人ツンフトに属しつついわゆる十二人 委員 会 1760-1844) の名がある。フェッツァーは弁護士であり、一七九七年から翌年にかけてロイトリンゲンの 市長 を つ いる。弁務官リストのロイトリンゲンでの活動があってのち、古い闘士フェッツァーは、いまや新しく市政への限定 ついては、その運動が南ドイツにおけるフランス革命の影響を示すものであってロイトリンゲンはそのばあい孤立し (Zwölfer Ausschuss) をひきいて自由主義的・革新的な市政運動をおこなった結果であった。右の十二人委員会に これらの請願書は、 右の委員会のメンバーの署名のうち、第四番目にヨーハン・ヤーコプ ・ フェッツァー(Johann Jakob Fetzer, むろん、 リストの父ヨハンネスは委員会には所属しなかったがフェッツァーの側に立ち、そのため一八 政府――王フリードリッヒの死の直前の――の認めるところとはならなかった。 すで

に十月十七日に、自治局は独自に訓令を発布して、郡の計理が市民側の専門家に明示され検討されるべきこと、

べきこと、を指示した。この内容は自治体の一般的な代表制度の樹立とはほど遠かったけれども、市民層からの歓迎 を予期するものであり、それに頼ってフェッツァーらのラディカルな要求を防ごうとしたものであった。 の計理が市民みずからの選んだ代表にはっきりと告示されるべきこと、この代表は郡の計理についても自由に知りう

それに抗する異議が中央官庁で取扱われている。ともあれ、この罰金の申渡しにもかかわらず、フェッツァーは新た を要求するまでになった。ファイエルはこれを反逆として、全委員会に罰金を課し、一八一七年二月に至ってなお、 選挙がおこなわれて代表たちがフェッツァーの味方になったからであるのか、その点は分明ではないが、フェッツァ ーは十七日の訓令ののちにも運動をつづけ、おなじ委員会の名でファイエルに対し、計理が委員会に引渡されること この、狭い権限だけをあたえられた市民代表の選挙がじっさいにはおこなわれなかったためであるのか、それとも

ことに、一八〇三年以来 ば、市民の委員会は拡大されたわけである。新しい請願書では、郡長官ファイエルの非直と暴行とが数え上げられ、 たのであった。これには二十二人の署名があり、前年の十月二十二日の請願書の署名者が十三人だったのに比較すれ としていたときだったので、ロイトリンゲンからの派遣者一人を引見して、二月十五日付けのこの請願書を受けとっ に包括的な内容の請願書を起草し、新王ヴィルヘルムはちょうど議会を再開しようとして市民層に最も耳を傾けよう (前年の訓令にもかかわらず!)市の計理の公開されていないことが訴えられている。

ちつづけたけれども、ついに何ものをもあたえられなかったのであった。 しかし、ロイトリンゲンからの派遣者は王によって鄭重に遇され、しっかりした法律の制定を約束されて、それを待

庁 (Landvogtei) フェッツァーらにとって思いがけなかったことに、この年の末の十二月十七日になって、 から内務省の決定だとして、 ロイトリンゲンの委員会の提訴の大きい部分は採り上げられないこ ウーラハの政

罰をもって禁ぜられるべきこと、同人への加担もおなじく禁ぜられるべきこと、を通告してきたのであった。 フェ ッツァーは委員会の指導者としての「陰謀」の「きわめて激越な」遂行のゆえに、今後のあらゆる運動を処 王は旧勢力 (旧法派—Altrechtler) この年

って、その結果、 すということになったのであった。この文章では、訴願者である市民層の闘争の跡が要約されるとともに、 れに対する中央政庁の裁決(ないし判決)とを公表するために、それへの添加文をロイトリンゲンの市民に書いて渡 フェッツァーのいちずな激しい行動のあとを、 そのころテュービンゲン大学の教授の職についたばかりでその政治的立場はようやく孤立しつつあった。 のある程度の妥協の下に、政治上の空白を避けてみずからの憲法草案の承認をかちえようとするようになったのであ の決定が市民層の参加を許さぬ上級官庁の取扱いに移されてしまったことが非難され、さらに新たにファイエルの専 ような推移のなかで、 の二月から十二月までのあいだにシュツットガルトでの政治情勢は変化し、 p イトリンゲンの市民は、こうしてふたたび無援におちいったときに、もういちどリストに頼った。その結果、 リストの庇護者であり共闘者であったヴァンゲンハイムは十一月はじめには内閣を去り、 ロイトリンゲンの諸ツンフトの委員会は領邦国家の政策の犠牲となったのである。 リストがテュービンゲンで引きとって、問題となっている請願書とこ 局面 中央政庁 リストは のこの

老

ぎりに利用して刊行され、 横が申し立てられている。 ナリズム活動の本舞台となっていた週刊紙であって、この年の一月以来、前年一月に立法化された出版の自由をぎり に立つことをせず、 aus Schwaben に発表された。 彼の学生時代からの友人シューブラー(E. Schubler)と、おなじく彼の思想上の共闘者ケスラ やがて王と対立する立場をも示すようになる新聞であるが、 この添加文とさきの二つの文書とは、一八一八年の四月から五月にかけてのVolksfreund 右の『フォルクスフロイント』はさきの『アルヒーフ』に代って、 リスト自身は編集者として表 リストのジャー

一四八

当時のリストにとってはきわめて危険な事態であった。しかしリストはこれに対処して、ただちに議会に書簡を送 否定しているのである。だがむろん、「市民団の多くの成員」のなかには市民委員会に属した人々も少くなかったか と、主張した。すなわちリストは、一方では、上述のように彼自身の努力によって一八一七年六月に合法化されてい クスフロイント』に発表した、だから添加文の発表についてはリストは関知せず、法廷での係争は無縁のことである 際、係争自体には責任を負わぬことをはっきりことわっておいた、その結果市民団は静観の態度をとることにきめた 格をこの添書のゆえに問題とされることとなるからである。この二〇年の十二月の議会の選挙記録には、リストが ろな曲折ののちに、新憲法成立直後のヴュルッテンベルク国会にロイトリンゲンから登場したとき、議員としての質 た、市民代表の機関である市民団からの委嘱という事実を認めて、他方では、フェッツァーの市民委員会との関係を ァイエル対フェッツァーの係争に関係して上級法廷で審問されるはずの人物だという文言が付加されている。これは の末に、当時すでにテュービンゲン大学を罷められてドイツ商工業同盟の顧問として活躍していたリストは、いろい リストのこの文書活動は、公人としての危険を冒しておこなわれたものであった。すなわち二年のちの一八二〇年 彼は市民団 フェッツァーは勝手に問題の「論説」(Aufsatz)を手に入れ、これをフェッツァー自身の責任で『フォル (Bürgerkollegium)の多くの成員から当の文書の公開にあたって序言を書くこと を 求 められ

の決定を支持し、リストはあやうく議員の資格を守りえたのである。「ロイトリンゲン請願書」の直前にこのできご

る問題を司法大臣の所管に委ねることを拒否し、この問題の提起をいかがわしいこととした。総会もまた一致してこ

リストの立場が困難であることは免れなかった。けれども議会の資格認定委員会はリストを擁護して、彼をめぐ

とのあったことを、われわれは記憶しておきたい。

理解できないという短文を載せ、一方で七月の傷害事件での被害者シュミット 者全員の新選挙という要求が提出されるまでになった(ただしヴンダーリッヒだけは除外されている!)。そうしてさ をこしらえて反駁するとともに、代表たちの越権を威迫した。しかし三月下旬の『フォルクスフロイント』には、後 とに関してファイエルから召喚を受けたこの代表者が、出頭の期限におくれたがためにみずからが被害者であるにも 対立を激しくしていった。すでに七月のうちに、代表者の一人に対する政敵による暴行傷害の事件がおこり、 二月十五日の王ヴィルヘルムの約束が実行されないという不満感のなかで、ただちに郡庁および市当局とのあいだの と呼ばれたのであった(これはむろん、市や郡の計理の審査のための上記の代表とはことなる)が、この代表団は、 代表にはクナップの前任市長バントリン(Georg David Bantlin)が選出されて、彼らの団体がBürgerkollegium らに九月の『フォルクスフロイント』は、市民団がファイエルに対するみずからの告訴について決着をつけないのは 者の再批判「不偏不党の公衆への回答」(,,Antwort an ein unparteiisches Publikum")が掲載されて、市当局 かかわらず罰金を課せられるという事件がつづいておこった。こうして翌一八年の二月になると、市民代 表 たち は おこなわれ、その長(Obmann)には帝国直属都市時代の最後の市長クナップ(Johann Georg Knapp)が、首 席 [。]フォルクスフロイント』紙上で市当局者たちの公金横領を告発し、市当局者たちは、これに対して、三月に印刷物 前記の合法化された市民団のことであるが、ロイトリンゲンでは一八一七年の七月五日に市民代表の選挙が現実に (J. L. Schmid) の署 名 入りの体験

翌一八一九年三月一日に、すでに一七年十二月以来政治的活動をも職業(弁護士)上の活動をも禁ぜられていたフ 青年リストとロイトリンゲン

記をも載せたうえ、

加害者がなお自由に徘徊していることを人々に知らせた。

ふたたび頼るという方策以外のものを見いださなかったのであった」。三月十三日に、彼らはフェッツァーに代えて《8》 いる。この、ロイトリンゲンの市民運動の最大の結集を示す文書のなかで、リストは、「以前にすでに本市に助言を リストを弁護士(Sachverwalter)に依頼し、当のフェッツァーをふくむ一一○名の市民がこの依頼状に署 名 して な市民たちは、いまやファイエルに対する彼らの戦いにあたって、現在はテュービンゲンの教授であるリストにまた エ そうして、 ついにファイエルの訴えによって、弁護士の資格を奪われるとともに、六週間の禁固刑に処せられる きっすいの市民仲間」と呼ばれたのであった。(9) 「おどろいて途方にくれはしたもののけっして戦いに疲れなかったロイトリンゲンの自由

もって力を貸された、

れて以来、 に送りこむのである(だがリストは年令の不足のゆえに議員の資格を失い、つぎの二〇年の選挙にはヴンダーリッヒ 長い闘争は終熄したのである。こうしてリストへの依託も自然に消滅し、ロイトリンゲンの市民たちは七月に、 で不明だったたいせつな一節は、ゲーリンク教授の努力によってこのようにあぶり出されたのである。 係を持ちつづけたかということは、以上によって読者にはじめてあきらかとなったであろう。 に郡試補の有資格者として自治局からロイトリンゲンの「全行政と計理の運営と」の秩序の立て直しのために派遣さ 転任させられ、後任には温和で公平なギュンツラー(Heinrich Günzler)がすわることとなって、郡長官に対する しかしこの瞬間に事態は急転した。市民たちの圧力によって、この月の十八日にファイエルは急にマールバッハに ヘルムの憲法草案を成立させるために、いまはドイツの商工業同盟の指導に多忙をきわめるリストを、 同年末、 新憲法上の領邦議会に登場するまでのリストが、いかにロイトリンゲン――とくにその市民層との深い関 ヴンダーリッヒの死による補欠選挙によって、はじめて議会に登場する)。 ――一八一六年の四月 リストの生涯のこれ

であ₍₁₀₎ て彼らの主張するところによれば、郡長官に対しておこなわれた彼らの闘争もまた、それが私的な陰謀でなく「全ロ は、新しい憲法による議会の基礎をかためるためにヴュルッテンベルク全土の市当局者たちの更新を望んだ。そうし 直後(一八〇四年)から変らない市当局者の人員構成を根本から改めようと欲した。さらにロイトリンゲンの 市 民 イトリンゲンの理由ある訴え」であったことが、彼ら自身の立証によってやがてあきらかとなるはずのものだったの ト』に掲げた主張、すなわち市当局者全員の改選をつよく要求し、 たが、その機会をとらえて、市民団は五月十九日に枢密院に請願書を提出し、すでに前年の『フォルクスフ 市民団の市当局に対する戦いはまだ残った。一九一九年の春には、市当局者の部分的補選がおこなわれることになっ ところで、郡長官に対するロイトリンゲンの市民層の闘争はこのようにして終ったけれども、後者、ことに前述の 旧帝国直属都市がヴュルッテンベルクに服属した ロイ

- 1 (2) エスリンゲン(一七九三年)、ウルム(一七九四年)、アウグスブルク(一七九四年)等にも、ロイトリンゲンの十二人 委員会(一七九七年)と相似の、革新的市政運動=市当局者への反抗が見られた(vgl. Gehring, ibid., S. 440. および同教授 の当面の論説の Anm. 126)。 Paul Schwarz, a. a. O. では、フェッツァーは一七九八年に市長職にあった。本文はGehring, Fr. List に拠る。
- 3 代行として、副市長(Vizebürgermeister)にも選ばれている。しかしフェッツァーの党の後退とともに、ヨハンネスは一八 たが、同市の帝国直属都市としての最末年の政争にあたって、十二人委員会には加わらなかったがフェッツァーの 側に 組 〇一年と二年との選挙には敗れた。この事実は、リストの伝記にかんして記憶に値することと思われる。なおョハンネスの政 た。彼は市のさまざまな要職を経たのち、一八〇〇年には、政治活動によって資格問題をおこしていたフェッツァーの暫定的 リストの父ョハンネスは、早くから、裁判団の一員(Gerichtsverwandter)としてロイトリンゲンの市政に参加してい ヴュルッテンベルクへのロイトリンゲンの帰属ののちに復活し、ふたたび裁判団員になったり、農地や森林の監

督職についたりしている。以上、vgl. Gehring, Fr. List, SS. 5-6

- (4) 王ヴィルヘルムは、この政治的空白期間に、合計十六の勅令(一八一七年十一月、一八年十二月)によってヴュルッテン ベルクの直接支配をおこなおうと努力した。これがいわゆる組織勅令(Organisationsedikte)——ないし行政勅令— る。この時期における事態の推移については、筆者著、前掲、一五〇一五一頁を参照。 ーであ
- (5) シューブラーはのちに(一八四五―四八年)シュウェービッシュ・ハルから議会に出る。ケスラーはエーリンゲンから議 年)におけるリストの文筆活動は、一八一九年四月まで、きわめてさかんにおこなわれた。 会に出(一八一九一二四年)、リストらとともに新議会当初の左派を代表した。『フォルクスフロイント』(一八一八一二二
- (6) Lists Werke, I, S. 682 に収載
- (7) フェッツァーは問題の添加文の筆者を「テュービンゲンの学者でロイトリンゲンの市民」だということを公けに認めてい たから、リストが難を免れたのはむしろ幸運であった。 ゲーリンク教授の当面の論説の、S.64
- 9 Ibid., S.75 (Anlage 2)

8

- この主張は、Volksfreund aus Schwaben, 1819, S. 194. Reutlingen, den 26. Mai に記されている。

に、この町には政治的弛緩が現われた。だがリストは、広汎なジャーナリズム活動をつづけながら、公然とまた隠然(1) なかったのである。しかし郡長官ファイエルが去ってのちは、『フォルクスフロイント』の紙面からも知られるよう て以来の久しい目的を遂げることができなかった。憲法上も行政制度上も、根本的な改革と自由化とはついに実現し - ア的急進主義運動は、新しい憲法の成立とそれにともなう若干の成果とにもかかわらず、フランス革命に触発され 以上で知られるように、三月革命前期のドイツの一領邦内の都市ロイトリンゲンにあっては、リストたちのブル

'n じまるロイトリンゲン市民の新しい要請を受けて翌年の一月にリストの作成した、著名な「ロイトリンゲン請願書」 た。そうして、ヴュルッテンベルク王国とその市民層との一時的平和状態のなかで、 リストだけが傷つき、 告 発 さ らゆる経験とあらゆる挫折の回顧とをこめて、その痛奮を表現しつつ、みずからの立場をもあきらかにしたのであっ につながるのである。 確立に熱意を失わなかった。――こうして、われわれがこれまでに知ったところのすべてが、一八二〇年の末からは 心、急進主義運動を支えつづけており、ことにみずからがその法制化に力をつくした、地方自治体の市民代表制度の 逮捕され、 追放されることとなるのである。 この請願書のなかで、いまでは領邦議会でのロイトリンゲン市代表のリストは、彼の従来のあ

イトリンゲンを有力な拠点のひとつとしておこなわれた、青年リストの急進的な政治活動は、彼自身の挫 折 Amts-Notare)と行政試補(Verwaltungsaktuar)とのあいだに分割することによって仕上げられた。」故郷 および郡の書記制度の完全な解消は、ついで一八二六年に、それらの諸機能を法廷および郡の公証人(Gerichts-und である。したがってそれは、ロイトリンゲンにおけるリストの弁務官としての活動のひとつの成果でもあった。 におとらず――結局のところリストの提案と自治局ことにブライトシュヴェールトのそれに対する理解とに負うもの いたということは、これらの訓令(Dekret)を見れば、明白に――しかも一八一七六月における市町村代表の 創設 八一七年の八月と九月とに、いくつも法令(Verordnung)が計理および書記の事務の効果的な簡素化をもたらし て 言葉で結ばれている。「ロイトリンゲンおよび他の市町村での比較的な静穏は、これから以後の年になって、市町村 と郡との制度の徹底的改革の結果として、ようやくしだいに訪れて来たのだというべきであろう。しかし、すでに一 青年リストとロイトリンゲンとの関係を新文献によってあきらかにした、当面のゲーリンク教授の論説は、 の の な _ያ

一五四

青年リストとロイトリンゲン

書記の事務の効果的な簡素化」のための訓令について、ゲーリンク教授の当面の論説はこの最後のパラグラフではじ 思いおこさせる。 で、このように小さからぬ成果をもあげていたのであった。その事情はいくらか、後年の彼の鉄道事業との関係をも だが、わたくしがここで右の引用をしたのは、一八一七年の八月と九月とにおける、 「計理および

めてはっきりと述べているからである。

民の経済的統一運動の初期的展開(ドイツ商工業同盟)のなかで、それらの推進的エネルギーをもっともつよく体現 ろを説明的部分として紹介の部分に混入させなければならなかったのは、同時にまたこの理由にももとづくものであ 達しがたいヴュルッテンベルク史の一般的知識をも前提している。わたくしが、みずからかろうじて確かめえたとこ ある。ゲーリンク教授の当面の論説はすでに同教授の大著『若きリスト』を前提としているし、われわれには十分に 紹介し、つづいて若干の説明を附加するつもりだと述べた。しかし小文の第六節以下では、紹介と説明とが混在した したリストのきわめて多方面にわたる活動と接触との有機的な一部分として、理解されなければならなかったからで ゲンとの継続的な関係が、ひろくヴュルッテンベルク憲法闘争の進行の過程のなかで、またいっそうひろくドイツ国 かたちになっている。それは弁務官としての会議をすませてシュツットガルトに帰ってからの、 List bei der Neuordnung der Reutlinger Stadtverwaltung (1816—1819) について、それを最初にやや詳しく わたくしはこの小文のはじめの節で、ゲーリンク教授がその『若きリスト』の補遺として書いた論説 Friedrich リストとロイトリン

そうして、ともかくも以上にあぶり出されたリストの生涯のひとこまは、 西南ドイツ諸邦の憲法闘争の時期におけ る。

家(→フランス革命の支持者)ではなかったけれども、封建諸勢力への彼の反抗は、ヴュルッテンベルク憲法闘争を て精力的な闘士だったリストの姿をあきらかにしたであろう。リストは彼のあらゆる文言が示しているように、革命(3) うこととなるのである。青年リストは、「シュワーベンのデモクラート」として一貫したのであった。 つうじて鮮明に一貫し、やがてはこの闘争の妥協的帰結をつよく批判しつづけることによって政治的没落の運命を負 広汎な反封建的・小ブルジョア的急進主義運動のなかでの、さらにいえばその未分化の左派のなかでの、きわめ

る、

持たずに、死んだ形式と古くなって適合しない官房の法律との上にあぐらをかいて、たいていのばあい国民産業(Na-地価格の下落、貨幣の不足と貢租とに対する、租税強募者と破産による競売とに対する訴え、不公正な市当局者、 同一の教育や同一の偏見の紐によって互いにかたく結合している。……他方では作物の価値の減失、工業の逼迫、土 ひろがり、内閣に集中している官僚仲間が、人民の要求と市民生活の事情とを知らずに、際限のない形式制度のなか テンベルクの全土を覆っているとき(一八二一年一月)に、つぎのように宣言している。「偏見のない観察者は、ヴュ(4) 官庁は商業、 法な官吏、 もののように抗争し、みずからの形式学と世襲階層の偏見とを最高の国家的判断にまで持ち上げつつ、血縁や利害やもののように抗争し、みずからの形式学と世襲階層の偏見とを最高の国家的判断にまで持ち上げつつ、血縁や利害や をうろつきまわり、国家行政の独占を主張して、市民のあらゆる影響力に対してはそれがあたかも国家を危うくする の欠陥が国土をむしばみ市民の自由を破壊していることを確信するにちがいない。人民(Volk)から遊離し、全土に ッテンベルクの国内状態を一瞥しただけですでに、われわれの祖国の立法と行政とが根本的欠陥に悩んでおり、こ 「ロイトリンゲン請願書」は、すでに新憲法の成立後の新議会にあてて、一時的な妥協と満足と平和とがヴュル 非公開の諸報告、 農業の知識を持たず、もっとわるいことには生産諸層(erwerbende Stände)に対する敬意を 上級官庁の長官の超党派性の欠如、いたるところでの困窮と欠乏とがある。 ……行政諸 ッ

tionalindustrie) を促進するよりもむしろ阻止するのである。……」そうして、この請願書のふくむ四〇の要求項(⑤) によって、 表者会議にかんする要求となる)が示されるにとどまっていることは、 会議によって選出されることが望ましい。」以下、第一六、第一七項が公証人にかんする要求。(?) 書記制度によって取扱われていた事務は公証人に委譲されるべきであり、後者は政府による試験ののちに郡の代表者 選挙が指令されるべきである。」)であり、第一五項に至って簡単に書記制度の廃止の要求(「これまで市と郡との選挙が指令されるべきである。」)であり、第一五項に至って簡単に書記制度の廃止の要求(「これまで市と郡との 目のなかの第一が市当局者に対する要求(「市民層によって選挙されていないすべての市当局者は解任され、 ロイトリンゲン派遣弁務官時代からみれば推移したことを示すであろう。 リストの戦いの対象が、その戦いの成果自体 第一八項からは郡代

してのリストと一致し、ヴュルッテンベルク領邦議会の左派議員としてのリストとなって、その要求の背景に西南ド 然と求められている点に存する。「シュワーベンのデモクラート」としてのリストは、ドイツ商工業同盟の指導者と 窮の訴えとがそこで一致し、生産的市民階級に対する旧来の支配層の尊敬と「国民産業」の意義の認識とがそこで公 しかし、「ロイトリンゲン請願書」の重要性は、上述の引用から知られるように、制度的革新の要求と経済上の困

イッの領邦諸都市の市民層を持ちつづけていたのであった。

年六月) 書を提出し、書記制度の全面的改革を論じた。これはリストの最も早い論説であり、ウィーン会議(一四年九月-一五(9) よって一五年から開始された、ヴュルッテンベルク憲法闘争のさきがけを成すものでもあった。というのは、ヴュ したのであったが、試験の直前の六月に前内務大臣のライシャハ(Karl Graf v. Reischach)に書簡を添えた意見 われわれがすでに知るように、リストは一八一四年九月に国家試験を受け、書記の身分から中央官僚の一員に上昇 がドイツ連邦規定(Deutsche Bundesakte)第十三条にドイツ諸領邦における議会の創立を定めることに

収入を得ており、こうして、貴族を加えない点にいちじるしい特質を持つヴュルッテンベルクの等族議会は、 そこで、旧い等族議会の成員がみずから書記であったり書記と血縁関係にあったりする事実を指摘し、書記の本質が 相まじわりたがいに形骸化しつつも、後者が早く書記制度を容れることによって、いまでは別のものとなっていた。 たのである。少年期のリストを培った帝国直属都市の自由の理念と、 たって旧等族議会が執拗に守ろうとした「古き良き法」は、事実はすでに、「法と呼ばれてきた不法」にすぎなかっ て「固有なブルジョア貴族政治」(eigentliche, bürgerliche Aristokratie) を支えるものであった。憲法闘争にあ て、彼らはまさに人民を隷属させているのだと結論している。ヘーゲルによれば、書記のボスはまさに司教のような と行政とのあらゆる実務を手中にし、作成されるべき書類の量を極端に水増しして人民を搾取していることを報告し 学識のない実務家という点にあることをあきらかにし、市や郡の書記が独占権を持って多くの配下を支配しつつ裁判 ルクの新領域(ロイトリンゲンをふくむ)にあたえつつあるとくに大きい苦痛とについて詳述している。ヘーゲルは(エロ) を「書記制度」にあて、この制度の歴史と、それが現在では国家行政を不法に支配している実情と、ヴュルッテンベ 政制度との改革の眼目となっていたからである。この憲法闘争に参加した前掲のヘーゲルの政治論文も、 ッテンベルクに特有の書記制度は、旧等族議会の勢力と深くからみあい滲透しあうことによって、まさに立法府と行 一五一四年のテュービンゲン契約の理念とは、 その第六章

(1) やがてこの年の九月二十三日に新憲法が成立し、新議会内で旧勢力(旧法派)が激減していわゆる「ヴュルッテンベル の憲法上の妥協」(Württembergisches Verfassungskompromiss)が成立すると、政治的弛緩はこの国の全土を覆うように

憲法闘争のなかでの旧法派はこうしてリストの正面の敵となったのである。

(2) 当面の論説の、SS. 65-

- (3) Friedrich Lenz, Friedrich List's Staats-und Gesellschaftslehre, 1967 は、とくにこの点を重視している。ドイツ商 工業同盟自体が、メッテルニヒの指導したカールスバート決議に対抗するという客観的意義を持っていたし(vgl. ibid., S.
- 23)、リストとブルシェンシャフトやモーゼス・ヘスらとのふれあいも留意される。なお、vgl. ibid., S. 38.
- 5 Lists Werke, I. S. 684.

4

本節注1を参照。

- $\widehat{6}$ Ibid., S. 685

 $\widehat{7}$

Ibid., S, 686

- 8 本小論第六節の冒頭を参照
- 9 Gehring, Fr. List, Anlage 1, 2. ともに新発見の資料。
- 10 Vgl. Hegel, ibid., S. 253 ff. ("Der Schreiber-Unfug")
- 11 ての記述を見よ。さらに筆者稿「リスト〜農地制度、の前史と周辺」口(本誌二〇ノ四)の一一八―一九頁における挙例を見 これは誇張ではない。本小論第五節に示した、ロイトリンゲンの郡および市の代表書記プファイルシュティッカーについ
- 12 Vgl. Hegel, a.a. O., S. 260. Vgl. auch S. 262.

13

Vgl. ibid., S. 262

この国のマグナ・カルタと呼ばれた。 一五一四年に、ヴュルッテンベルク公ウルリヒ(Ulrich)と諸都市市民とのあいだに結ばれ、領邦議会の基礎となった。

九

うして前記のライシャハあての書簡には、「わたくしはこれまでに下級の事務生活のあらゆる地位を経めぐってまい しかしリストは、一八○五年にロイトリンゲンを出て、ごく若い年令でみずからこの書記の階層に身を投じた。そ(1)

des Hrn. Repräsentanten Miller von Ulm über denselben Gegenstand" もまた同様である。そこには、「市 層の全体とその個々人とがそれの持つ偏見を公共の福祉の犠牲に供すべきとき、ましてその偏見が原罪とおなじよう 理に対する書記の査閲料がその村の全歳入のほとんど半ばに達するといった事例が提出されているし、「ひとつの階 れることをいっそう望むのではなかろうか」というような、にがい反省をもこめた体験がしるされているし、村の計 民は学校を出たばかりでひげのない書記にそっけなく取扱われるよりも、名望と経験と知識とを持つ男子の下におか 提出してそこで朗読された、"Vortrag eines Unbekannten über das Schreiberei-Wesen und den Vortrag 案をふくむリストのこの論説は短編ではあるけれども、ヘーゲルが批判したとおなじ書記制度をその底辺にいた者の 立場から批判したものとして、もっともなまなましい印象を読者にあたえる。彼が一八一六年の二月に匿名で議会に で無作法な人間たちであり、「書記らは一般にいって国の災厄である」という人民の声は正しいものであった。改革 よれば、都市と地区との書記は事実上はレントナー同様なのであり、下級書記は教養のある社会から隔離された粗野 れた論説の方でも、「わたくしはここではただ下級官庁の制度のことを取扱うだけにする」とある。そうしてそれに れをつうじてあらゆる事務内容を徹底的に学びとりました」という言葉がある。これに応じて、ライシャハに提出さ りました。わたくしは見習い、書き役、地区代理書記、税務署助手、都市代理書記、郡試補職だったことがあり、そ

参加していたのであった。リストのこの最初の政治的文書は、王フリードリッヒの新憲法草案の公表を直 前に し つ だが、議会へ提出した右の文章が書かれ、さらにそれに先立ついくつかの草稿が書かれる以前の、一八一五年三月 リストはすでに上記の「ズルツ請願書」によって、ライシャハへ提出した論説を継ぎつつ、憲法闘争に全面的に、

に古いものであるときには」、真実を示すことが要求されなければならないと結論されている。

Zeitung, 30. Nov. 1816" 要求し、旧法派に対する批判の立場をあきらかにしている。そうして、一六年の七月にはじまる前掲 の『ア ル ヒ I になるのである。 に対する全面的批判と市民代表制の主張とを、すでに新王の抱懐する新憲法案の枠をこえて、はげしく展開するよう Waldenbucher Adresse)に至ると、リストは前年以来のロイトリンゲン派遣弁務官としての体験と右の『アルヒ(ほ) 度を批判した第三の短論説 "Prolog zum Komitee-Gutachten über die Schreiberfrage in der Allgemeine ァ』上の論説 "Gedanken über die württembergische Staatsregierung" や、同年十一月末に書かれて書記制 由等々を市民の要求として掲げ、さらに進んで、 つ、右の草案に盛られるはずのものとほとんど同様の内容、すなわち法の前での平等、負担や租税の平等、 ーフ』上の論説によるその昇華とをふまえ、さらに新王ヴィルヘルムによる議会の停会という事態のもとで、市当局 を経て、翌一七年一月に書かれた第二の政治文書「ヴァルデンブ ー フ 上申 書」 「隷農制は人間性をけがすものとして無償で廃されるべきこと」を 出版の自 (Die

うこと、また政府は人民の声を一 とにも、 創出によって制約すること」を要求として冒頭に掲げ、さらに「近時の声々はわれら市民と農民(Bürger und Bauer) な上層市民たちのためにリストが手交し、その急進性のゆえに王への提出を阻止されて最近まで研究者の目にふれな かったこの政治文書は、「市当局者の恣意を市町村および郡自治体における市民代表 シュツットガルトの南にあたる小村ヴァルデンブーフで開かれた秘密の会合の席で、テュービンゲンの自由 われわれの状態とわれわれの真の利害とを啓発させた。われわれは祖国の大事についてみずから考えること 以下の教えが価値の多いものとなった。/すなわち、政府は人民の利害以外の利害を識らないはずだとい -純粋に虚心にきくばあいにのみ、人民の精神において行動することができる、と (Bürger-Repräsentanten) 6

ける代表制度をこえた、 記や市当局の専制と搾取とから守られなければならないという主張にそれらの批判が結実して、たんに領邦議会にお 老院にひとしいという批判が生まれ、さらに、人民は憲法上の自由が理念だけでなしに現実であるためには郡庁や書 自由をジャコバン精神だと非難するという批判が生まれ、書記制度に対する批判が生まれ、郡集会がナポレオンの元 いう教えである」と、きびしく宣言している。そうしてこの基本的立場からすれば、(3) 市当局者の声は声というべきものではなくて官庁の意図のこだまにすぎず・彼ら特権者はそれにもかかわらず市民の (Volks-Repräsentation) においてのみ、われわれは今後みずからの幸福を見いだすことができる。」((1) 自治体における市民代表の創出の必要が理由づけられることとなるのである。「この人民代 市民によって選挙されていない

害し、促進しないこと、狩の夫役が市民の自由とは結びつきえず、隷農制という名称がすでにわが国民の汚点である のもっとも有害な制限であること、関税法および入市税法が法律〔と〕国民経済学(National-Okonomie) ぎのように述べているのである。「市民代表は、工場(Fabrik)や工業(Gewerbe)や、塩およびタバコの取引 にはまだ、 よって貧困者を窮状から救うほうがはるかに適切であること、……を的確に思い描くであろう。」 ―― すなわちここ 原理にさえ反し、人民を退廃させ年々百の家族を破滅させること、わが国のようなやりかたによる郵便法が商業を阻 題の取扱いについては、後者とニァアンスを異にし、後者の水準にはまだ十分に到達していない。すなわち前者は 「ヴァルデンブーフ上申書」は、このようにしてのちの「ロイトリンゲン請願書」の先駆を成しながらも、 個々人の口からパンを奪い、国家の財産をそこなうこと、いわゆる硝石採取特権(Salpeter-Regal) ……木材盗伐に対する違法かつ巨額な罰金が千もの家族を破滅させていること、特別に低く見積った伐木税に 「ロイトリンゲン請願書」におけるような、生産諸層への行政者の敬意の要求や、国民産業の促進の必要 が所有権 の最悪の

識であったと考えたい。そうとすれば、ここでの二つの請願書の起草者である二つの時点のリストのあいだには、本 分割を排する」には、すでに、農業経営の適正規模化と工場の繁栄との結合が、彼の経済改革のプログラムとして明 別の論説のなかで示したように、はやく、一六年八月にリストが『アルヒーフ』に載せた小論「農民保有地の無限の もののようにさえ思われるのである。もっとも、この最後の点には大きい疑問が残される。というのは、わたくしが は、 白に主張されているからである。わたくしはむしろこの小論説の端的な主張を、リストのいっそう根本的な経済的認 端的に打ち出されていないだけでなく、この引用の冒頭の表現は、むしろリストのツンフト的立場を示している

におなじフェッツァーがひきいた十二人委員会のばあいよりもいっそう広汎な、勤労大衆→小ブルジョアが存在した 占もなく都市貴族もなく、市当局者は年々十二のツンフトの長のなかからツンフトの成員によって選挙されており、 ヴュルッテンベルクに併合されるころには、じっさいにはすでに形骸にすぎなかった。そこではツンフトの世襲的独 および親方の委員会」を組織しさらにこれを拡大したとき、そこでのツンフトの代表者たちの背後には、前世紀の末 質的な相違はないといってよいであろう。 ーが欠けていたばかりでなく、かんじんのツンフトそのものが分裂していた。十二のツンフトは一七○○年にすでに 市民はこの制度を誇りとしていたけれども、市の政治的・経済的状態そのものはもはや破綻のなかにあった の で あ このことは、憲法闘争とそのなかにあったロイトリンゲンの革新的運動との主体について、われわれに推測を許す 都市の外観そのものが古く朽ちて大きな村のようであったばかりでなく、また経済活動の上での新しいエネルギ ---リストの思想のなかにも生きつづけた、帝国直属都市のロイトリンゲンの自由の伝統は、この都市が ロイトリンゲン派遣弁務官としてのリストの仕事をついで、老フェッツァーが「市民層のツンフトの長

建て直そうとするものであったが、それはただちにはげしい党派的対立を生み、リストの父もまたそのなかに巻き込 財政のほとんど完全な破滅が訪れた。一七九七年のフェッツァーの運動はツンフト組織の改編をつうじて市の財政を 久しく選挙権の行使を怠り、誓約の日にも会合しなかった。そこへ、ナポレオン戦争の直接の打撃が加わって、市の 薬種商、本屋、紙造り、理髪師、その他の職人が加わっていたのである。そうしてこれらの市民の大部分は、すでに ツンフトに属さずに小商売ツンフトに属し(したがってリストの父ヨハンネスもその一員)、後者にはさらに菓子職、 九〇の職業をふくんでおり、当然そこには利害関係の複雑な対立があった。たとえば、白なめし革職人はなめし革職

増加によるツンフト体制の解体は、都市を中心とする小商品生産の成長を示すものであるし、上掲のリストの小論説(3) 限界を突破しえていることを指摘している。 権力と書記制度との下に組み敷かれ、市政はまったく市民のものではなくなっていた。――しかし、都市内の職業の 「農民所有地の無限の分割を排する」は、ロイトリンゲンが「農民的小都市」ではなく、長じた技術をもって自給的

まれたのである。一八○二年におこなわれた選挙を最後のものとして、ロイトリンゲンはヴュルッテンベルクの領邦

民は都市の周辺の土地の保有者でもあった。ヨハンネス・リストの家計もこのことを十分に示している(9) テュービンゲンに足をとどめたスコットランド人ジェイムズ・スチュアートが指摘したように、〔西南〕ドイツの市 のではない。十九世紀の初期におけるヴュルッテンベルクの産業的発展、とくにマニュファクチュアの発展について れはわれわれの知ったとおりである。後年のリストはもちろん、青年リストもまたすでに、ツンフトのために戦った 青年リストは、市民ないし市民層のために、「市民と農民」のために、そうして人民のために、戦いつづけた。そ 同国の都市の農村的特徴――これは「農村的小都市」という現象の問題にかぎらない。すでに十八世紀の中葉に

一六三

授の基礎的労作「ウュルテンベルク王国の産業発展」をあげ、そこから一八一○—二○年代のヴュルッテンベルクの(&) くに最近の経済史研究の成果に照らして、ともかくも明白であるように思われる。 場の形成 らみ合いを生み、ドイツ商工業同盟以後の、いな小論説「農民保有地……」以来の、 および西南ドイツにおけるマニュファクチュアの広汎な展開・社会的分業の規模の拡大という事実そのものは、 ――を裏切るのである。 農工分離の過程のきわめて緩慢な進行があった。そうしてこの事実は零細農業と工業との独自の しかし、それにもかかわらず、われわれの対象としている時期のヴュ わたくしはなかでも、 リストの期待 ルッテンベ 正常な国内 松田智雄教 か

生産諸階級の勃興という事態を彷彿させうることを指摘したい。

接触を持った。 て一時ヴュルッテンベルク憲法闘争に参加し、しかもこのとき、ヴァンゲンハイムをつうじて後輩のリストとかすかな 者たちの意識のなかでと同様に、市民→人民の利益と資本の利益とは、 刊するのである。そうして周知のように、そこでは、個人と市民社会とを超えた、倫理的理念の現実態としての国家 短期間議会を停会して以来の、憲法闘争の新段階には、この哲学者はもはや関与していない。 八一八年に、 った。ここに、 一貫して王フリードリッヒの側に立って旧勢力を批判したのであったけれども、 文字通りフォルクスフロイント---自由の最高の実現として立ちあらわれるが、やがてドイツの政治的・経済的国民統一の樹立を目的とすることと 彼はベルリン大学に移り、一一年には『法の哲学』(Grundlinien der Philosophie des Rechts)を公 青年リストの没落の純粋性がある。 しかし、ハイデルベルクの教授として外部から故国の闘争に加わっていたヘーゲルは、 ―人民の友――であった青年期のリストのばあい、同時代のさまざまな急進主義 ヘーゲルはリストの同時代人として、長大な論説 前近代的諸勢力を前にして未分離のままであ 新王ヴィルヘル マルクスの生まれた一 ムがこの年の末から (前掲) をもっ その論説では

ルの政治論説では、人民〔ないし民族〕(Volk)は国民(Nation)への展望を持たないのである。(3) り(Hegeleien)を非難している。そうして青年リストのばあい、上記の諸引用から知られるわずかの混乱はあるに(ヒロ) せよ、人民(Volk)はおのずから国民〔的〕(Nation, national)に展開するのであったが、一八一七年のへ - ゲ なるリストにとっては、ヘーゲルの観念論は無縁に近いものであった。リストは後年、みずからに対する批判者プリ ッゲマン(K. H. Brüggemann)を、しばしば「ヘーゲリアーナーのブリュッゲマン」 と呼んでそのヘーゲルぶ

stahlsgesetz) で、 青年リストがすでに人民の生活を熟知する者として折にふれて論及したことのある盗伐問題を ずからマルクスの思想が形成されたわけではない。三月前期の広汎なドイツ急進主義の運動――その早期の有力な一 を要請され、健康上の理由からそれを謝絶したとき、その仕事をマルクスがつぐこととなるのである。そうしてマル 人として青年期のリストをふくみ、しだいにヘーゲル左派を指導力としつつ三月革命につながるこの運動こそ、初期 つうじて、はじめて経済の問題に直面したのであった。 クスは、四二年の十月にこの新聞に発表した論説 「森林盗伐法にかんする討論」(Debatten über das Holzdieb-マルクスの思想の形成のためのもっとも大きい基盤であった。やがて一八四一年に、リストが『ライン新聞』の編集 マルクスが逆立ちしたヘーゲルの弁証法を正しい姿に立て直したことは事実であるが、もとより、そのことでおの

- 1) これは、Gehring, Fr. List, SS. 18—19の考証による。
- (2) *Ibid.*, S. 371. ここにあげた職名は、それぞれ、Incipient, Scribent, Amts-substitut, Kameralamtsgehülfe, Stadtsubstitut, Oberamtsaktuar の仮りの訳語である。
- (∞) *Ibid.*, S. 373
- (4) Ibid., S. 376

- (5) Ibid., Anlage 4. これも新発見の資料。
- (ω) Ibid., S. 387. vgl. Anlage 6, S. 402
- (7) Vgl. ibid., S 388
- (∞) *Ibid.*, S. 390
- (9) Ibid., Anlage. 3 新発見。
- (10) 以上、vgl. ibid., S. 382
- $\widehat{\mathbf{ii}}$ いてい十四才からはじめられるためにギムナジウムの教育から隔離されることが、やはりリストみずからの体験をこめて語ら れている (vgl. S. 392)。 Ibid., Anlage 5. 新発見。これには、書記の教育の場所はただ事務室のなかだけであること、こういう場所での教育はた
- をロイトリンゲンに招いて会合し、第二回目のヴァルデンブーフの会合で、かねて依頼していた上申書をリストから受けとっ12) Ibid., Anlage 6. これも新発見の資料。本小論第一節の注(1)を参照。なお、テュービンゲンの市民は、最初にはリスト たのであった (vgl. ibid., S. 136)。
- (3) *Ibid.*, SS. 398—99.
- (4) *Ibid.*, S. 405.
- う」(ibid., S. 402)。さらにこれにつづいて、Capitalistたちと旧勢力の上層とが特権者として結合しているとの指摘がある なければならない。「市町村の要求、国家の賦課金、宿営、替え馬、等々の割当てが問題となるばあいには、市民代表は、貨 幣資本家(Capitalist)がやすやすと免れるのに、土地所有者と商工業家(der Gewerbs-und der Handelsmann)とがすべ ての純益を費さなければならないだけでなく、戦時にはその資本の一部までも費さなければならないことを、許さないであろ (vgl. ibid., S. 403)。なお後述。 *Ibid.*, S. 404. ただしこの引用文の最初の部分は、それよりも前にある、つぎのような表現と照応させつつ慎重に読 まれ
- (16) 「リスト 』農地制度』の前史と周辺」(1) (本誌二〇ノ二)。
- (四) 以下、vgl. Gehring, Fr. List, SS. 87—89.
- 18) この点を右の『若きリスト』は指摘していない。

- 19) Vgl. ibid., SS. 10-11.
- 20 栄一「産業革命のドイツ的形態――産業構造把握の視点からの一試論」(『同右』三九号)を参照。 形成――一八・九世紀交のヴュルテンベルク繊維工業を中心に――」(『土地制度史学』三一号)、 および巨視的には、 同著『ドイツ資本主義の基礎研究』所収(前掲)。そのほかとくに、 柳沢治 「西南ドイツにおけるマニュファクチュアの
- 21 はさらに考証を必要とするが、Gehring, Fr. List, S. 154. 451 ; Fr. Lenz, Fr. List's Staats-und Gesellschaftslehre (a.a.O.) 掲載されたが、リストはこれを、あるいはヴァンゲンハイムに促されて、Der Württembrergische Volksfreund (Volksfreund aus Schwaben の前身)の独立の号(詳細はいまのわたくしには不分明)として別に刊行させている。この間の事情について しようとしたことがある。ヘーゲルの当面の政治論文はDie Heidelbergischen Jahrbücher der Literatur の第六六一六七号に ヴァンゲンハイムはテュービンゲン大学の事務総長の職をもって、ヘーゲルをハイデルベルクからこの故国の大学に招聘
- (2) Vgl. Lists Werke, VII, S.456, 570. おお、Vgl. Gehring, ibid., S.451.

S.9 等から、いちおう以上のように判断しておいた。

当面のヘーゲルの政治論文における Volk の用語については、vgl. Hegel, a. a. O., S. 160, 197, 218, 271 usw.を見よ。

一九六九・二・——

分が羊毛と綿との混織だったそうである。麻織物には Walke (搗き晒し場) は不要なのであった。 年会計の公式報告を監査する職であり、Rechnungskommissar とは市町村の計理制度そのものを審査してそれを規範に 合致させるようにする職であった。またつづく注(2)にかんしては、ここでの Tuch とは主として毛織物であり、 ゲーリンク教授からわたくしへの手紙によれば、本小論第三節注(1)にかんして、Rechnungsstelle とは市町村 一部